

経営会議の内容

件 名	(仮称) 大和市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
所 管 部	都市施設部
日時・場所	平成24年11月20日(火) 10:35 ~ 10:55 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、健康福祉部長、こども部長、環境農政部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、道路安全対策課長
提出理由	第1次及び第2次一括法の施行に伴い、道路法、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、(仮称)大和市道の構造の技術的基準等を定める条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和市では鶴間駅から市役所までの通りが特定経路に設定されているが、これとは別に、新たに特定経路を設定する場合にこの条例が適用されるのか。 (所管部) 現在のところ新しい特定経路の設定は考えていないが、新たに設定する場合は当然、条例の適用を受ける。また、この条例は改築の際にも適用されることから、既存の特定経路も対象になる。 ・分権一括法が公布されてから、一定の期間があったと思われるが、条例の制定を早めることはできなかったのか。 (所管部) 条例の制定にあたっては、国の法令のみではなく、県の基準の動向も確認する必要があった。そのため、平成25年第1回定例会に議案を上程するスケジュールとせざるを得なかった。 ・今まで、国の法令に従って整備していた構造等を市の条例に定めることで、事故が発生した場合などに、市に責任が生じてくるのではないか。 (所管部) 国や県の基準より緩和して条例を定め、事故が発生した場合は、責任が問われかねないが、今回は国や県の基準どおり定めるため問題ない。また、条例に定める構造基準は非常に概略的な基本事項であるため、個々の設計内容の責任が問われることはあっても、条例に定めている内容について責任を問われることは想定していない。
会議結果	案のとおり、進めていく。